

環境情報の価値向上にむけた取組みについて



2013年 10月 1日

環境省 総合環境政策局

環境経済課 課長補佐

公認会計士

齋藤 英亜

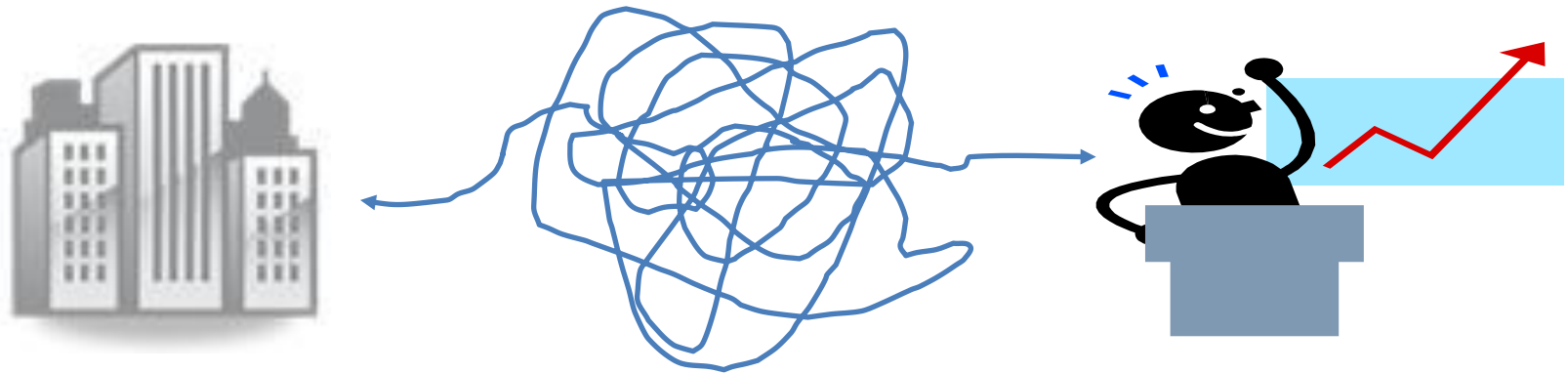
Hidetsugu_saito@env.go.jp

協力: EY新日本サステナビリティ株式会社

なぜ、非財務情報が重要なのか①

金融市場安定化に向けた国際的な動き 1/2

金融市場は混乱



情報過多

開示基準・ガイドラインの乱立
投資家と企業間に介在するさまざまな人々

投資家の短期主義化

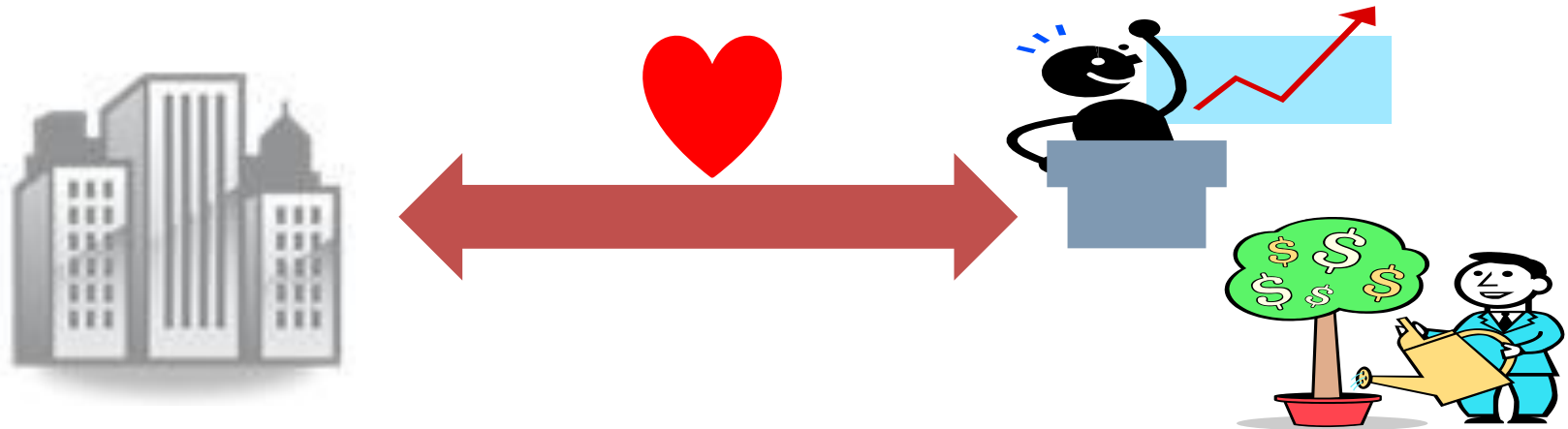
2年(1980年)⇒7カ月(2007年)*

*出所: 元IOSCO議長 Jane Diplock氏の経済産業省企業財務委員会における講演

なぜ、非財務情報が重要なのか②

金融市場安定化に向けた国際的な動き 2/2

金融安定化と持続可能性の達成に向けた挑戦が必要！

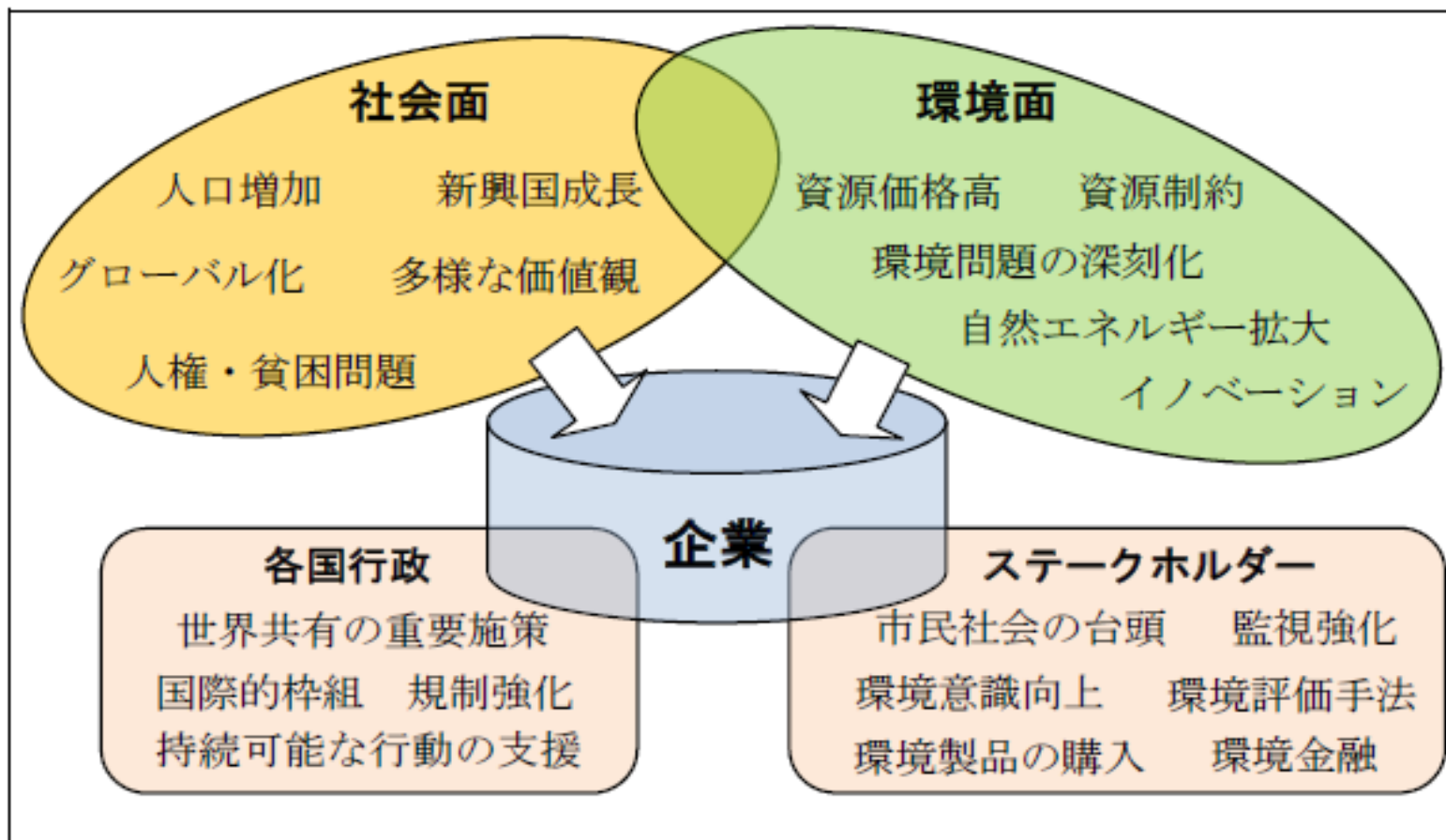


持続可能な企業の収益力
(価値創造プロセス)が
評価できる簡潔な報告

短期のみならず中・長期視点の投資

*出所: 元IOSCO議長 Jane Diplock氏の経済産業省企業財務委員会における講演

環境・社会を取り巻くリスク



出典:「企業の環境情報開示のあり方について～強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示～(中間報告)」

非財務情報は、長期的視野から企業のリスクや収益を測る重要な情報

非財務情報を活用した投資行動の出現①

PRI(責任投資原則)



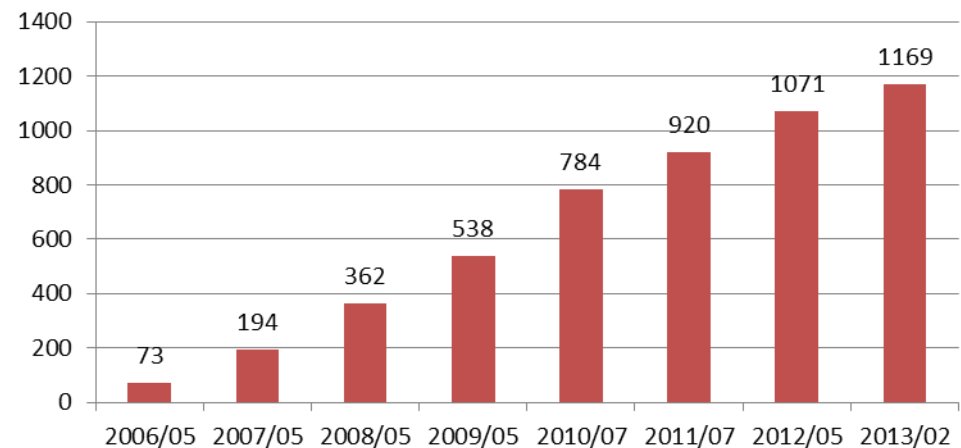
- 意思決定プロセスにおいて環境、社会、企業のガバナンス問題を考慮に入れるグローバルな投資家ネットワーク
- 国連環境計画の金融イニシアティブおよびグローバルコンパクトが推進
- 投資対象の主体に対し、ESGの課題について適切な開示を求める
- 運用資産： 30兆ドル以上

署名機関数

2013年2月18日現在

カテゴリー	署名機関数	うち日本
アセットオーナー	273	6
運用会社	717	13
専門サービスパートナー	179	5
合計	1169	24

署名企業数の推移

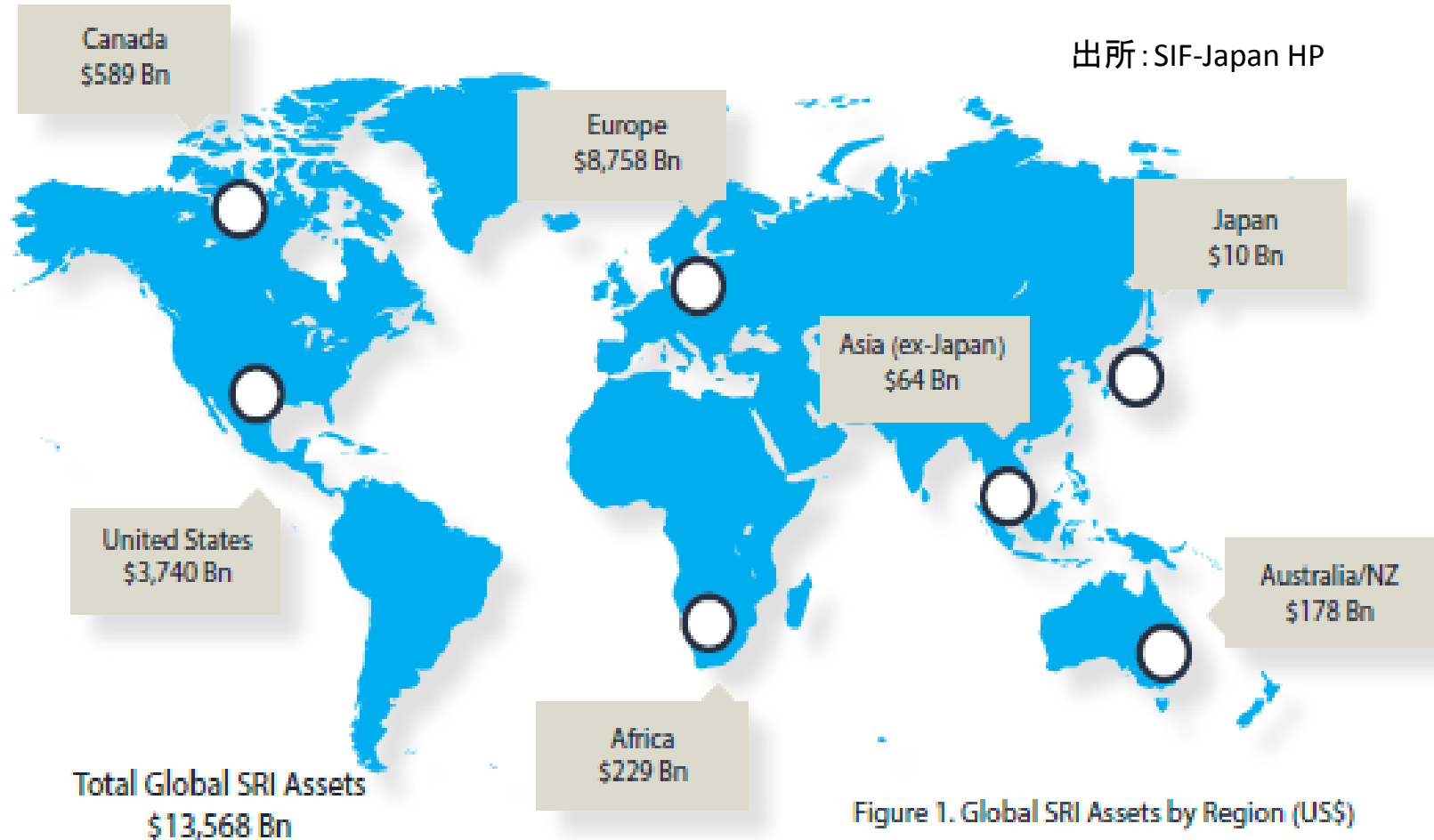


出所: <http://www.unpri.org/signatories/signatories/?country=World>

出所: PRI Annual Report 2006-2012

非財務情報を活用した投資行動の出現②

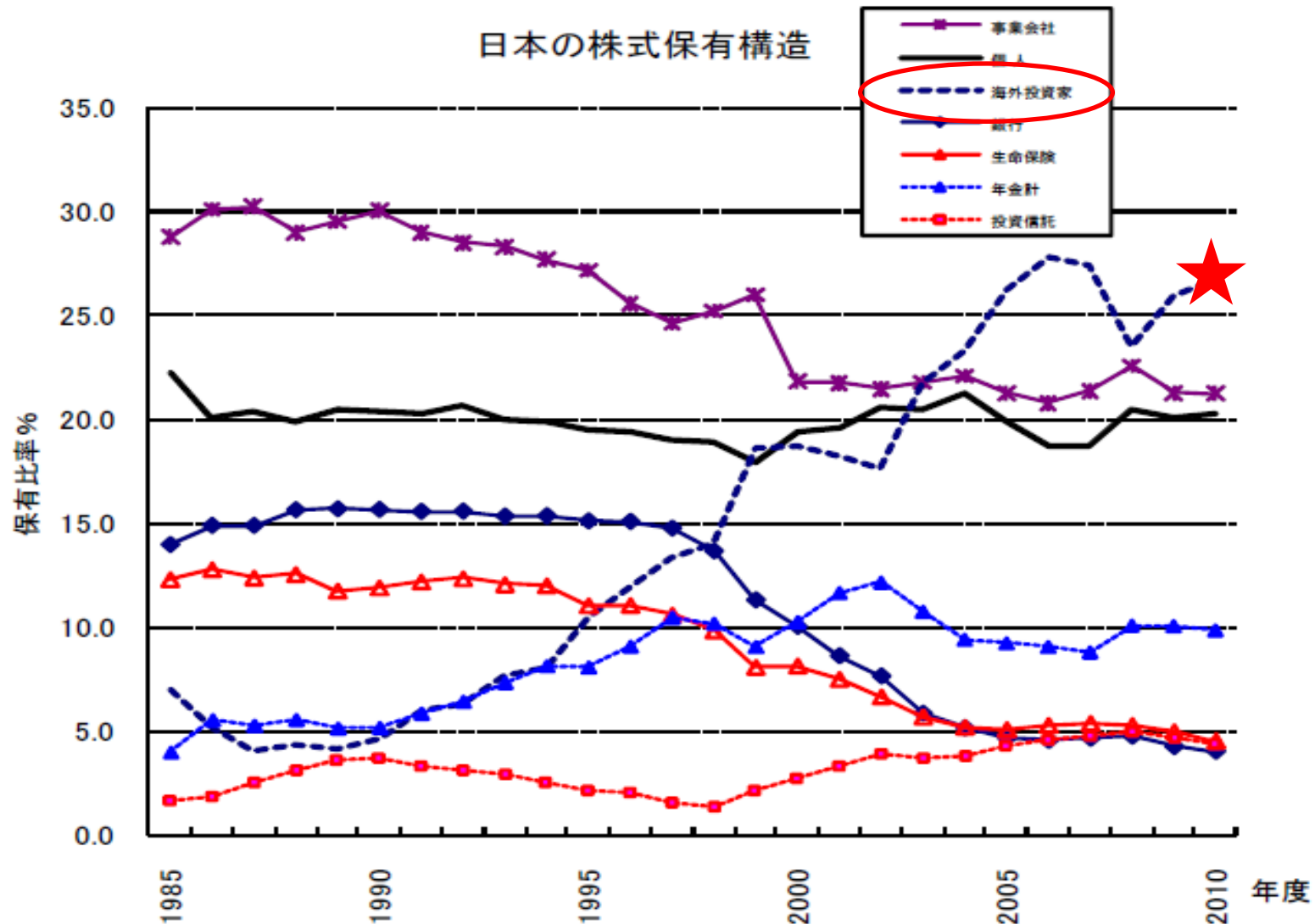
SRI(Socially responsible investment) 投資のマーケット規模及び、海外の規模との比較



2013 年3 月末現在のSRI 残高は8,290 億円。日本は0.1%。

非財務情報を活用した投資行動の出現③

日本で非財務情報の開示が必要となる要因 ～海外投資家の割合増加～



非財務情報を活用した投資行動の出現④

日本の非財務情報開示の動向 ～ ● GPIFの運用方針改善案～

OECD: GPIFの運用方針にESGの要素を含むべき

(2010年12月「年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)のガバナンス及び資産運用方針改善案」にて記載)

新たな運用対象に関しては、短期的には換金が困難な流動性プレミアムを取ることで、年金ならではの長期的なリターンを上げられるのではないかとの議論もあったという。

(内閣府：公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議)

出所：Bloomberg.co.jp 2013.9.27付 【URL】<http://www.bloomberg.co.jp/news/123-MTQ1PE6JIJVP01.html>

● GPIF: 世界最大の運用資産を持つ。運用資産額 121兆(平成25年6月末現在)

⇒GPIFがESGを運用方針に組込んだ場合、

日本で急速にESG情報の重要性が高まる可能性あり

※OECD・・・経済協力開発機構

※GPIF・・・年金積立金管理運用独立行政法人

財務情報と非財務情報の関係【まとめ】

企業価値



短期
投資家

財務

有報、四半報
月次報告書など

CSRレポート
環境報告書など

【共通】リスク情報/将来収益の情報

- ・可視情報多
- ・過去、近未来
- ・開示義務有り
- ・金銭的単位

- ・不可視情報多
- ・中長期の将来
- ・開示義務無し*
- ・多様な単位

E
環境

S
社会

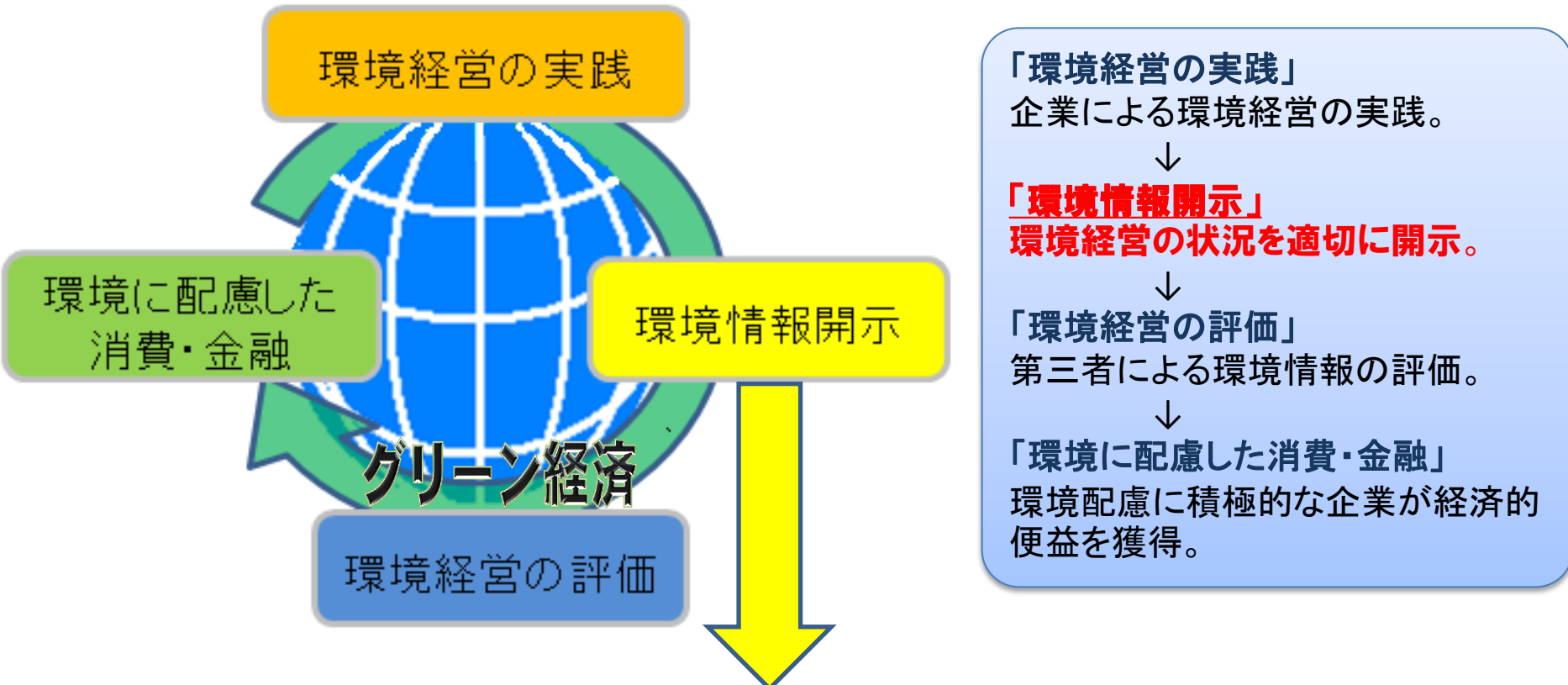


長期
投資家

G 企業統治

* 環境配慮促進法により、“特定事業者”には環境報告書等の作成・開示義務あり

環境省が考える環境情報の位置付け



開示インフラとして、環境省が整備

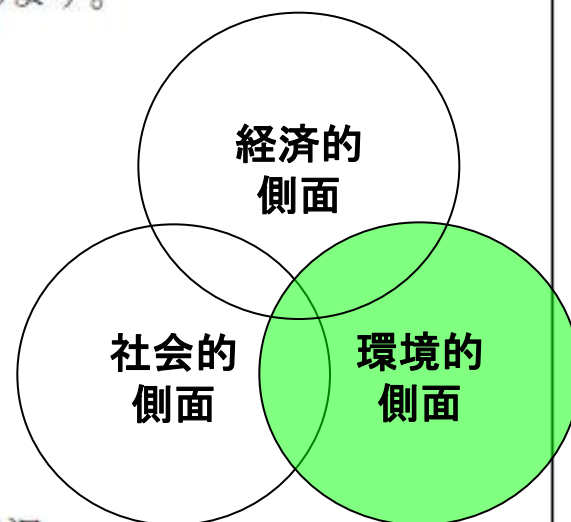
- ・ 環境報告ガイドライン2012年版
- ・ 環境報告書の記載事項の手引き(第2版)
- ・ 環境報告書の信頼性を高めるための、自己評価の手引き
- ・ 環境にやさしい企業行動調査(毎年実施)

環境報告書の全体構成

■環境報告の全体構成

環境報告の記載項目は、概ね以下の順序にて構成されます。

1. 報告にあたっての基本的要件
2. 経営責任者の緒言
3. 環境報告の概要
 - ・ 環境配慮経営等の概要
 - ・ K P I の時系列一覧
 - ・ 個別の環境課題に関する対応総括
4. マテリアルバランス
5. 環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況
6. 事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況
7. 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況
8. その他の記載事項等

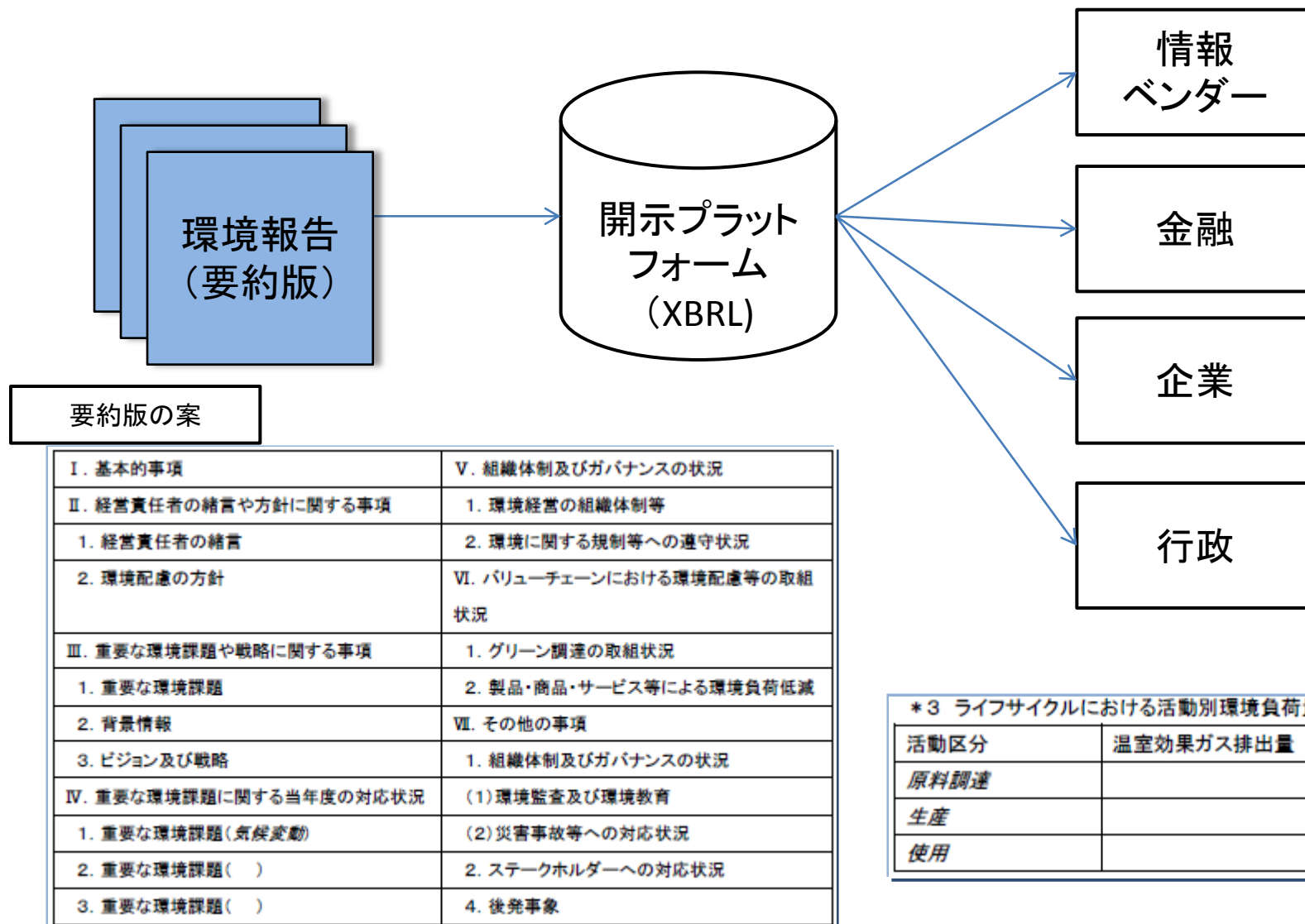


「7. 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」は、5及び6に記載した環境負荷及び環境配慮等の取組状況との関連に留意して記載します。

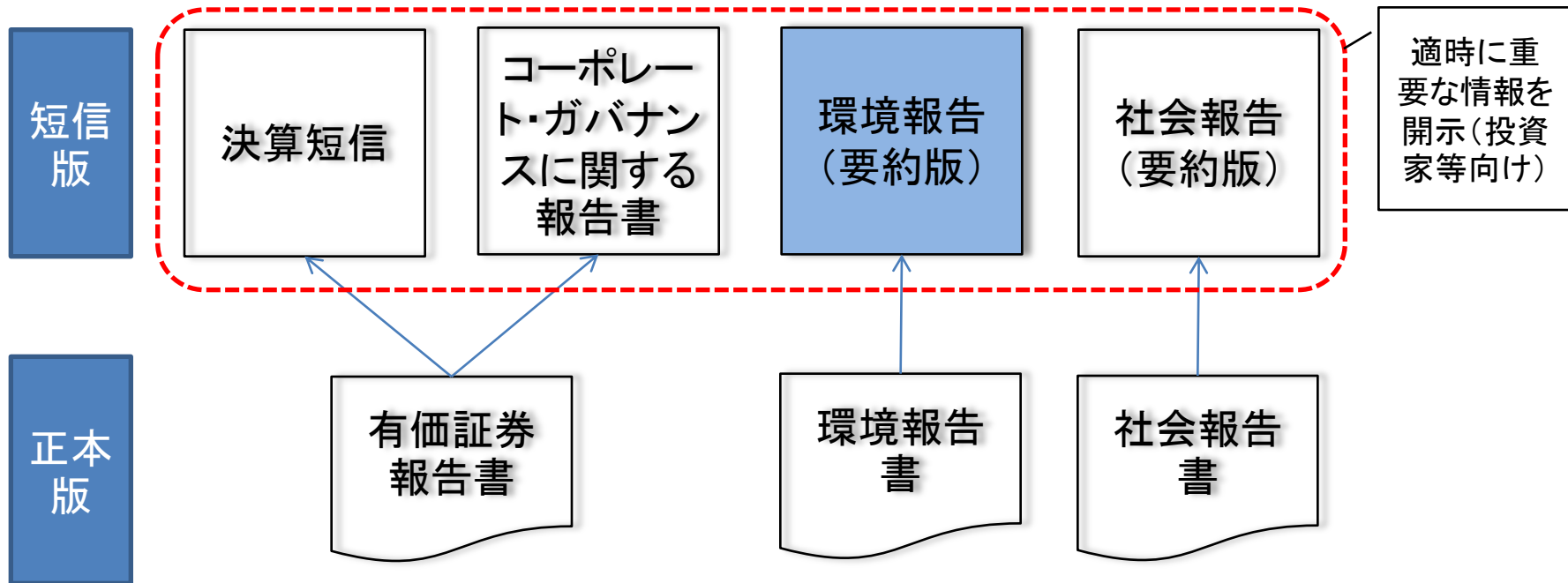
なお、事業特性等に応じて内容が異なる事業者固有の記載事項に関しては、記載に当たって創意工夫が望まれます。

【平成25年度事業】ICTを利用した試行事業

統一の開示プラットフォームに情報提供することで、様々な経済主体が目的に応じて環境情報を利用できる環境が整備されている。その結果、環境経営を積極的に行う企業が便益を享受できるグリーン経済メカニズムが構築されている。



環境報告（要約版）のイメージ



☆環境報告(要約版)を多くの企業が作成することにより、以下のようなメリットが期待されます。

- 投資家・金融機関等による情報利用がなされ、環境側面の評価が促される。
- グリーン調達などの企業間取引にも、情報利用が促される。
- 環境報告書を作成していない事業者も、環境報告の導入に踏み切りやすい。
- フォーマットの利用により、定性及び定量情報が関連付けられた開示が行われる。
- 共通の開示プラットフォームができることで、複数相手への質問対応が軽減できる。
- ICTの活用により、情報の質及び情報の利便性の向上される。

環境コミュニケーション大賞

優れた環境報告書(CSRレポート)、環境活動レポート(エコアクション21)、及びテレビ環境CMを表彰すること②より、事業者等の環境経営及び環境コミュニケーションへの取組を推進すると共に、環境情報開示の質の向上を図る事を目的とする表彰制度です。

平成9年度から実施され、当年度で17回目となります。

平成25年10月募集予定です

詳しい募集内容については、環境省HPに掲載致します

ご清聴ありがとうございました

